

桶川市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

(令和5年6月16日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の成年後見制度の利用を促進し、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する業務を行う中核機関を設置することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中核機関 本市における成年後見制度利用促進に係る中核的な機関をいう。
- (2) 地域連携ネットワーク 地域（桶川市の区域をいう。以下同じ。）における法律、保健、医療及び福祉の専門職が連携して行う地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援に繋げるための地域における連携の仕組みをいう。
- (3) 協議会 法律及び福祉等の専門職の団体並びに関係機関が自発的に協力する体制づくりを進め、連携を強化し、地域における課題の検討、調整、解決等を行う合議体をいう。

(設置主体)

第3条 中核機関の設置主体は、桶川市とする。ただし、運営及び管理の全部又は一部を、適切な運営を行うことができると認める団体等に委託することができる。

(対象者)

第4条 中核機関の行う業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する者又はこれに準ずる者
- (2) 前号に掲げる者の親族又は支援関係者
(中核機関の業務)

第5条 中核機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見制度に関する広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用に関する相談及び支援に関すること。
- (3) 地域連携ネットワークの構築及び強化に関すること。
- (4) 協議会の開催及び運営に関すること。
- (5) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(職員)

第6条 中核機関の職員は、社会福祉士の資格を有する者を1名以上配置するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、中核機関の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。